

事業主の方へ

成田市雇用促進奨励金制度のご案内

成田市では、市内在住の障がい者、母子家庭の母及び父子家庭の父、高年齢者（満55歳から65歳未満の方）、定年後再雇用者等の雇用機会の拡大を図るため、この方々を常用労働者として新たに雇用したり、定年退職した方を継続して再雇用した市内の事業主に対し、その賃金額の一部を雇用促進奨励金として交付します。

1. 交付対象者

成田市内に事業所があり、市内在住の①障がい者、②20歳未満の子または障がいのある子を扶養する母子家庭の母及び父子家庭の父、③満55歳～65歳未満の方、④定年後再雇用者（60歳以上）を新たに雇い入れ、交付期間終了後も相当期間、常用労働者として雇用する次のいずれかに該当する事業主で、かつ、市税を滞納していない事業主が対象となります。

- (1) 上記①～③に該当する方を、公共職業安定所の紹介により雇用した事業主
- (2) 上記④に該当する方で、自己の事業所（労働協約、就業規則等により、退職年齢が60歳以上と定めてある事業所に限る）を10年以上勤務し、定年退職した方を継続して再雇用した事業主

※以前に支給の対象となった方を同一の事由で再度雇用した場合は、対象になりません。

2. 交付金の額

1人につき、月額17,000円（重度障がい者の場合は、22,000円です）。

(注) 公共職業安定所の特定求職者雇用開発助成金を受給される場合は、受給額が決定してからの申請になります。また、特定求職者雇用開発助成金と雇用促進奨励金の合計額が、賃金月額100分の90を超えるときは、雇用促進奨励金の額をこれ以内に調整します。

3. 交付期間

1に該当する方を雇用した翌月から12ヶ月間（重度障がい者の場合は18ヶ月間）です。ただし、奨励金の交付期間中に対象者が自己都合で退職したときは、退職した日の属する月の前月（退職した日が16日以降の場合は、退職した日の属する月）までです。

(注) この奨励金の交付期間内や交付期間が終了してから、対象者を解雇する事業主に対しては、交付した奨励金の返還を求めることがあります。

4. 交付申請の手続き

交付を受けようとする事業主は、申請期間中（毎年9月下旬【上期分】と2月下旬【下期分】の2回）に、所定の申請書（成田市役所の商工課にごぞいます）や明細書等を市商工課に提出してください。なお、定年退職した方を継続して再雇用した場合には、労働基準監督署に届け出た就業規則と該当者の過去10年分の源泉徴収票の写しも必要になります。

* …雇用促進奨励金制度についてのお問い合わせは

成田市経済部商工課 電話0476-20-1622 へ